

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項及び第四十四条の三第一項第四号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう

改正後	改正前
<p>(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)</p> <p>第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹会社となること。</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> <p>ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、</p>	<p>(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)</p> <p>第百五十三条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>ニ 株券等(株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に</p>

<p>新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に關与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）</p> <p>〔1〕(7) 略</p> <p>〔五〕十五 略</p> <p>〔2〕4 略</p>	<p>際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に關与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）</p> <p>〔1〕(7) 同上</p> <p>〔五〕十五 同上</p> <p>〔2〕4 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第二号様式	第二号様式
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務(支)局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(4)</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 金額】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【総覧に供する場所】(7)</p> <p>【第一部～第四部 略】 (記載上の注意)</p> <p>【1】～【10】 略</p> <p>(1) 株式の引受け</p> <p>【a～c 略】</p> <p>d この届出書に係る株式の募集について、当該株式が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第2号。以下「金融業等府令」という。)第153条第1項第4号ニに掲げる株式等に該当することにより、提出会社を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金融業等府令第47条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。)とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。</p> <p>(a) 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容</p> <p>(b) 当該株式の引受けに係る金融業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容</p> <p>(c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券</p> <p>【a～p 略】</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務(支)局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(4)</p> <p>【届出の対象とした募集(売出) 金額】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【総覧に供する場所】(7)</p> <p>【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意)</p> <p>【1】～【10】 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>【a～c 同左】</p> <p>d この届出書に係る株式の募集について、当該株式が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第2号。以下「金融業等府令」という。)第153条第1項第4号ニに掲げる株式等に該当することにより、提出会社を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金融業等府令第47条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。)とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株式の引受けに係る金融業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</p> <p>(12) 同左</p> <p>【a～p 同左】</p>

q 「新株予約権証券の引受け」については、(1)(1)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

【a～(d) 略】

(e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

i 提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容

ii 当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

iii 金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(f) [略]

【(3)・(4) 略】

(5) 社債の引受け及び社債管理の委託

【a～g 略】

h この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

(a) 提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容

(b) 当該社債券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

(c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

【(6)～(8) 略】

第二号の四様式

【表紙】

有価証券届出書

財務(支)局長

年 月 日

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

q [同左]

【a～(d) 同左】

(e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(f) [同左]

【(3)・(4) 同左】

(5) [同左]

【a～g 同左】

h この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

【(6)～(8) 同左】

第二号の四様式

【表紙】

有価証券届出書

財務(支)局長

年 月 日

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

【第一部～第四部 略】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引法が証券をその売買のため上場することを承認する前における当該証券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

【1】～【5】 略】

(6) 株式の引受け

【a～c 略】

d この届出書に係る証券の募集について、当該証券が金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金融業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる証券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹会社（金融業等府令第147条第3号に規定する主幹会社をいう。（a）において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

(a) 提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容

(b) 当該証券の引受けに係る金融業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

(c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

【7】～【8】 略】

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務 (支) 局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】 (2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

【第一部～第四部 同左】

(記載上の注意)

【同左】

【1】～【5】 同左】

(6) 同左】

【a～c 同左】

d この届出書に係る証券の募集について、当該証券が金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第153条第1項第4号ニに掲げる証券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹会社（同令第147条第3号に規定する主幹会社をいう。）として掲げる場合においては、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

【7】～【8】 同左】

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務 (支) 局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】 (2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】 (4) \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 (5) \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 (6) \_\_\_\_\_

【総覧に供する場所】 (7) 名称 \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

【第一部～第七部 略】 (記載上の注意)

【1】～【10】 略】

(1) 株式の引受け

【a～c 略】

d この届出書に係る株式の募集について、当該株式が金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第47条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

(a) 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

(b) 当該株式の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けまいようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

(c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2) 新規発行新株予約権証券

【a～p 略】

q 「新株予約権証券の引受け」については、(1)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までで定めるところにより記載すること。

【a～(d) 略】

(e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

i 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

ii 当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けまいようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

iii iiの金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であつて、投資者の投資判断に重要な

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】 (4) \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 (5) \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 (6) \_\_\_\_\_

【総覧に供する場所】 (7) 名称 \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

【第一部～第七部 同左】 (記載上の注意)

【1】～【10】 同左】

(1) 同左】

【a～c 同左】

d この届出書に係る株式の募集について、当該株式が金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株式の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けまいようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(2) 同左】

【a～p 同左】

q 同左】

【a～(d) 同左】

(e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けまいようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。



<p style="text-align: center;">影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>(f) [略]</p> <p>[U3]・(14) 略]</p> <p>(15) 社債の引受け及び社債管理の委託</p> <p>[a～g 略]</p> <p>h この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金融業等附令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。</p> <p>(a) 提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容</p> <p>(b) 当該社債券の引受けに係る金融業等附令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けまいようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容</p> <p>(c) (b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>[U6～(8) 略]</p>	<p>(f) [同左]</p> <p>[U3]・(14) 同左]</p> <p>(15) [同左]</p> <p>[a～g 同左]</p> <p>h この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金融業等附令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けまいようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</p> <p>[U6～(8) 同左]</p>
--	---

備考 表中の「」に記載は追加記載あり

## 附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和六年八月一日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式、第二号の四様式及び第二号の五様式は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集（金融商品取引法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。